

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 **土木一式工事**
(2) 件 名 **防犯カメラ路面標示設置工事**

(3) 場 所 **市内300箇所**

(4) 履 行 期 間 **令和7年10月9日から令和8年3月13日まで**
(5) 契 約 金 額 **4,950,000 円(税込み)**
(6) 受 注 者 **大洋電設工業株式会社**

(7) 受注者住所 **埼玉県越谷市船渡1349**

(8) 概 要 **防犯カメラが稼働していることを示すため、道路等に路面シートを貼付する。**

(9) 理 由 **執行方法：自治令第167条の2第1項第6号
理由：本工事は、防犯カメラ設置工事（市内300箇所）と同一施工場所の工事となるため、密接な関係性があり、一連で作業することにより、設置場所の近隣住民への周知の重複を防ぎ、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められることから、防犯カメラ設置工事の受注者である大洋電設工業株式会社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。**

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事
(2) 件 名 総合体育館変圧器更新工事
- (3) 場 所 越谷市増林二丁目33番地
- (4) 履 行 期 間 令和7年10月9日から令和8年3月13日まで
(5) 契 約 金 額 21,022,100円(税込み)
(6) 受 注 者 株式会社ヤマナカ電気工事
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市船渡197
- (8) 概 要 電気室の油入変圧器5台、スコット変圧器1台を交換する。
- (9) 理 由 随意契約理由：本案件は、令和7年8月26日開札の一般競争入札にて入札を実施しました。応札者は1者ありましたが、書類不備により無効となりました。総合体育館は有料貸出施設であり、現在の予約状況を考慮した際に、連続した停電を伴う工事が可能な日程が限られていることから、再度の一般競争入札を実施するまがいため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定により、随意契約にて執行いたします。また、価格面での競争性を確保するため、見積合せとします。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事
(2) 件 名 花田小学校エアコン設置工事
- (3) 場 所 越谷市花田四丁目14番地1
- (4) 履 行 期 間 令和7年10月9日から令和8年1月30日まで
(5) 契 約 金 額 6,875,000円(税込み)
(6) 受 注 者 株式会社ヤマナカ電気工事
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市船渡197
- (8) 概 要 2階の会議室内に空調機を設置する
- (9) 理 由 本案件については、令和7年6月24日開札の一般競争入札で応札者3者、予定価格超過3者、令和7年6月27日に再度入札を行い応札者1者、予定価格超過1者のため不調となりました。加えて令和7年7月23日開札の随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）で応札者2者、予定価格超過2者のため不調となりました。本工事は花田小学校に会議室に空調設備を設置するもので、改修後に、会議室を特別支援教室として運用するために必要不可欠な設備であり、早急に工事を行う必要があるため、上記の入札の結果から、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定により、随意契約にて執行するものです。また、価格面での競争性を確保するため、見積合せとします。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 管工事
(2) 件 名 越谷サンシティ活性炭吸着装置修繕
(3) 場 所 越谷市南越谷一丁目2876番地1
(4) 履 行 期 限 令和7年10月17日から令和8年3月18日まで
(5) 契 約 金 額 7,095,000円(税込み)
(6) 受 注 者 株式会社西原環境
東京支店
(7) 受注者住所 東京都港区海岸3-20-20
(8) 概 要 活性炭吸着装置の活性炭及びろ過砂利の交換を行う。
(9) 理 由 本修繕は、越谷サンシティの活性炭吸着装置について、装置内の活性炭やろ過砂利の交換を行うものですが、修繕後の故障に関して、責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、本設備機器を維持管理している「株式会社西原環境 東京支店」と特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 管工事
(2) 件 名 越谷サンシティポンプ修繕
(3) 場 所 越谷市南越谷一丁目2876番地1
(4) 履 行 期 限 令和7年10月17日から令和8年3月19日まで
(5) 契 約 金 額 5,533,000円(税込み)
(6) 受 注 者 東武ビルマネジメント株式会社
(7) 受注者住所 東京都墨田区押上2-12-7
(8) 概 要 越谷サンシティの中央機械室設置の冷水ポンプ2台、温水ポンプ2台のオーバーホールを行う。
(9) 理 由 本修繕は、越谷サンシティの冷水・温水ポンプについて、分解・点検を実施し、精度を回復するためには必要な処置を行うものですが、施設全体の空調機器と密接に関連している設備であり、施設の運営への影響が大きいため、修繕後の故障に関して、責任の所在を明確にすること及び早期の原因究明や修理を行う必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、本施設全体の設備機器を維持管理している東武ビルマネジメント株式会社と特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事
(2) 件 名 越谷サンシティ電気設備修繕

(3) 場 所 越谷市南越谷一丁目2876番地1

(4) 履 行 期 限 令和7年10月22日から令和8年3月19日まで
(5) 契 約 金 額 7,590,000円(税込み)
(6) 受 注 者 東武ビルマネジメント株式会社

(7) 受注者住所 東京都墨田区押上2-12-7

(8) 概 要 第二電気室の蓄電池交換及び発電機系統の部品の交換を行う。

(9) 理 由 本工事は、越谷サンシティの発電機等の電気設備修繕であり、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、工事後の設備維持と施工責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、本施設全体の設備機器を維持管理している「東武ビルマネジメント株式会社」を特命にて契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事
(2) 件 名 越谷市斎場非常用放送設備等更新工事

(3) 場 所 越谷市大字増林3989番地1

(4) 履 行 期 間 令和7年10月22日から令和8年3月19日まで
(5) 契 約 金 額 114,785,000円(税込み)
(6) 受 注 者 株式会社大林組
東京本店
(7) 受注者住所 東京都港区港南2-15-2

(8) 概 要 非常用放送設備、トイレ呼出設備、AV設備の更新を行う。

(9) 理 由 越谷市斎場は、PFI事業方式を採用しており、PFI越谷広域斎場株式会社に建設から20年間の運営・維持管理を委託しています。非常用放送設備、トイレ呼出設備、AV設備の更新を行うにあたり、建設を行っていない事業者が工事を行った場合、施工後の不具合に対して責任分界点が不明確となるため、PFI事業期間中はこれを回避する必要があります。また、工事のために斎場の稼働を休止することはできず、火葬や葬儀の進行にあわせて、工事に伴う騒音、振動等の発生を現場と調整してコントロールできる事業者と契約を締結する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第2号の規定により、PFI越谷広域斎場株式会社の構成企業である株式会社大林組と随意契約を締結するものです。